

登録規程細則

■ 登録方法

これまで、紙ベースで受付ていた登録申請書を、施行後は全て電子メールによって行う。その登録申請書は当面の間エクセルデータに入力した書式で申請することとし、連盟、都道府県協会、学生連盟、審判員会、専門委員会が取りまとめ、日本協会事務局へ送信する。

また、登録費は、メール申請後、登録期間内に、日本協会の指定口座に振振り込むものとする。

■ 登録窓口及び登録費

役員登録費

(単位:円)

	日本協会			傘下団体		都道府県協会	
対象	常務理事以上	理事	評議員	会長	理事長	会長	理事長
登録費	30,000	25,000	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000
登録窓口	日本協会						

※日本協会の役員については、理事費の中に登録費が含まれる。日本協会事務局から請求する。

※傘下団体、都道府県協会は、それぞれ取りまとめ、日本協会へ納入する。

※傘下団体及び都道府県の役員で、日本協会に役員登録している者は、その登録費を充当できる。

※役員登録者で大会に出場する場合は、その登録費を、選手登録費として充当できる。

役員登録費

(単位:円)

対象	審判員	専門委員
登録費	3,000	3,000
登録窓口	日本協会	

※審判員、専門委員は、それぞれ取りまとめ、日本協会へ納入する。

選手登録費

(単位:円)

対象	小学生	中学生		高校生	大学生	社会人		マスターズ	
登録費	500	500		1,000	2,000	3,000		3,000	
登録窓口	連盟	大会申込 事務局	都道府 県協会	都道府 県協会	学生連盟	大会申込 事務局	都道府 県協会	大会申込 事務局	都道府 県協会

※連盟、都道府県協会、学生連盟は、それぞれ取りまとめ、日本協会へ納入する。

■ 登録期間について

毎年度4月1日～6月30日までとする。

■ 中学生、高校生、大学生の追加登録期間について

毎年度8月1日～8月31日

この規程は、平成30年4月1日より施行する。